



# 埼玉県報

第 2 4 0 2 号  
平成24年6月29日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [児童福祉法施行細則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)
- [母子保健法施行細則の一部を改正する規則\(健康長寿課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [免税証紛失に伴う告示\(熊谷県税事務所\)](#)
- [公文書の開示の実施状況の公表\(県政情報センター\)](#)
- [朝霞都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [太田土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の業務廃止\(建築安全課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の事務所所在地変更告示\(建築安全課\)](#)
- [男性警察官用制服ワイシャツほかに関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道姫宮停車場線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道春日部久喜線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第一課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

### 正誤

- [埼玉県告示第859号中訂正\(水環境課\)](#)

## 規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第四十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（障害児通所支援事業者の指定）

第三条の二 法第二十一条の五の三第一項の障害児通所支援事業者の指定は、様式第八号の二の障害児通所支援事業者指定通知書により行うものとする。

2 次の各号に掲げる申請等は、それぞれ当該各号に定める様式の書類を提出して行うものとする。

- 一 法第二十一条の五の十五第一項の規定による指定の申請 様式第八号の三
- 二 法第二十一条の五の十九第一項の規定による変更の届出 様式第八号の四
- 三 法第二十一条の五の十九第一項の規定による事業の再開の届出又は同条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出 様式第八号の五

別表第一の備考一中「及び第五条の4第6項」や、「第五条の4第6項及び第五条の4の2第5項」並びに「別表の備考二中「この所得税」の額」や「第3号」の「所得税法第78条第1項並びに」や「扶養控除については所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算するものとし、所得税法第78条第1項（同条）並びに「第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に限る。）」の次に「に掲げる寄附金に係る部分に限る。」）や「第41条の3の2第4項及び第5項」や「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」並びに「」。

別表第二の備考一中「及び第五条の4第6項」や、「第五条の4第6項及び第五条の4の2第5項」並びに「別表の備考二中「この所得税」の額」や「第3号」の「所得税法第78条第1項並びに」を「扶養控除については所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算するものとし、所得税法第78条第1項（同条）並びに「第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に限る。）」の次に「に掲げる

寄附金に係る部分に限る。)」を加え、「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」に改め、同条の趣意(1)中「をいう」の次に「(児童自立生活援助事業所に入所している児童は、単身世帯とみなす。)」を加える。

様式第八号の次に次の四様式を加える。

様式第8号の2（第3条の2関係）

障害児通所支援事業者指定通知書

指令 第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで申請のあつた障害児通所支援事業者の指定については、  
児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

- 1 申請者の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 事業等の種類
- 6 指定事業者番号
- 7 開始予定年月日

受付番号	
------	--

障害児通所支援事業者指定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 所在地  
 名 称  
 代表者氏名

印

児童福祉法第21条の5の15第1項の規定により、障害児通所支援事業者に係る指定を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号	FAX番号		
	代表者の氏名、 職名及び生年月日	フリガナ		職 名	
		氏 名		生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 - )			
指定を受けようとする事業等	フリガナ				
	名 称				
	事業所の所在地	(郵便番号 - )			
	事業等の種類	指定申請する事業等の開始予定年月日	様 式		
	同一所在地内において行う事業等の種類	事業所番号			
	備 考				

- 備考
- 1 申請する事業所の事業等の種類に応じて、付表を添付してください。
  - 2 「受付番号」欄には、記載しないでください。
  - 3 「同一所在地内において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
  - 4 「事業所番号」欄には、埼玉県において既に事業者としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

付表1 児童発達支援事業所（福祉型児童発達支援センターであるものに限る。）の指定に係る記載事項

主として通わせる児童の障害の種別 ( )		受付番号							
事業所	フリガナ 名称								
	所在地	(郵便番号 - )							
	連絡先	電話番号	FAX番号						
管理者	フリガナ	住所	(郵便番号 - )						
	氏名								
	当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		事業所等の名称						
			兼務する職種及び勤務時間等	-----					
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等			第 条第 項第 号						
併設する施設の名称及び概要		名称概要							
児童発達支援管理責任者	フリガナ	住所	(郵便番号 - )						
	氏名								
従業者の職種・員数		嘱託医	児童指導員	保育士	栄養士				
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
備考									
基準上の必要人数(人)									
		調理員		児童発達支援管理責任者		言語聴覚士		機能訓練担当職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
備考									
基準上の必要人数(人)									
		看護師							
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
備考									
基準上の必要人数(人)									
設備基準上の数値記載項目等		基準上の必要値		指導訓練室 遊戯室 屋外遊戯場 医務室 相談室 調理室 便所 静養室 聴力検査室 (設置部分を○で囲む。)					
指導訓練室		n(児童1人当たり)		n(児童1人当たり)以上					
遊戯室		n(児童1人当たり)		n(児童1人当たり)以上					
主な揭示事項									
営業日									
営業時間		サービス提供時間(送迎時間を除く。)(① : ~ : ② : ~ : )							
利用定員		人							
利用料									
その他の費用									
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している・していない					
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
		その他							
協力医療機関		名称						主な診療科名	
地域の障害児への援助の実施状況		有・無							
多機能型実施の有無		有・無							
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、利用者の推定数、経歴書(管理者、児童発達支援管理責任者)、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児通所給付費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所がわかるもの)							

- 備考
- 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「基準上の必要値」欄には、記載しないでください。
  - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
  - 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記載してください。
  - 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
  - 「その他の費用」欄には、通所している児童又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

付表2 児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の指定に係る記載事項

主として通わせる児童の障害の種別  
( )

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 - )							
管理者	連絡先	電話番号			FAX番号				
	フリガナ			住所	(郵便番号 - )				
	氏名			事業所等の名称 兼務する職種及び勤務時間等					
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等		第 条第 項第 号							
児童発達支援管理責任者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )				
	氏名								
従業者の職種・員数		指導員		保育士		児童発達支援管理責任者		機能訓練担当職員	
従業者数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	非常勤(人)								
備考									
基準上の必要人数(人)									
		嘱託医		看護師		児童指導員		児童指導員	
従業者数	常勤(人)	専従	兼務	専従	専従	専従	兼務	専従	兼務
	非常勤(人)								
備考									
基準上の必要人数(人)									
設備		指導訓練室				有・無			
主な揭示事項									
営業日									
営業時間		サービス提供時間(送迎時間を除く。)(① : ~ : ② : ~ : )							
利用定員		人							
利用料									
その他の費用									
実施サービス		送迎サービス		有・無					
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している・していない					
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
		その他							
協力医療機関		名称				主な診療科名			
多機能型実施の有無		有・無							
一体的に管理運営される他の事業所		有・無							
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、利用者の推定数、経歴書(管理者、児童発達支援管理責任者)、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児通所給付費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所がわかるもの)							

- 備考 1 「受付番号」及び「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。  
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。  
 3 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。  
 4 「その他の費用」欄には、通所している児童又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。



付表4 放課後等デイサービス事業所の指定に係る記載事項

主として通わせる児童の障害の種別 ( )		受付番号	
事業所	フリガナ		
	名称		
	所在地	(郵便番号 - )	
管理者	連絡先	電話番号	FAX番号
	フリガナ	(郵便番号 - )	
	氏名	住所	
当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		事業所等の名称 兼務する職種及び勤務時間等	
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等		第 条第 項第 号	
児童発達支援管理責任者	フリガナ	(郵便番号 - )	
	氏名	住所	
従業者の職種・員数		指導員	保育士
		専従	兼務
		専従	兼務
従業員数		専従	兼務
常勤(人)			
非常勤(人)			
備考			
備			
基準上の必要人数(人)			
設備		指導訓練室	有・無
主な掲示事項			
営業日			
営業時間			
サービス提供時間(送迎時間を除く。)(① : ~ : ② : ~ : )			
利用定員			
人			
利用料			
その他の費用			
実施サービス			
送迎サービス			
有・無			
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況	
		している・していない	
		苦情解決の措置概要	窓口(連絡先)
その他		担当者	
多機能型実施の有無		有・無	
一体的に管理運営される他の事業所			
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、利用者の推定数、経歴書(管理者及び児童発達支援管理責任者)、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児通所給付費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所がわかるもの)	

- 備考
- 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「基準上の必要値」欄には、記載しないでください。
  - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
  - 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
  - 「その他の費用」欄には、通所している児童又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

付表5 保育所等訪問支援事業所の指定に係る記載事項

主として通わせる児童の障害の種別 ( )		受付番号	
事業所	フリガナ		
	名称		
	所在地	(郵便番号 - )	
管理者	連絡先	電話番号	FAX番号
	フリガナ	(郵便番号 - )	
	氏名	住所	
当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		事業所等の名称 兼務する職種及び勤務時間等	
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等			第 条第 項第 号
児童発達支援管理責任者	フリガナ	(郵便番号 - )	
	氏名	住所	
従業者の職種・員数		訪問支援員	
		児童発達支援管理責任者	
		専従	兼務
		専従	兼務
従業員数		常勤(人)	
		非常勤(人)	
備考			
基準上の必要人数(人)			
設備		専用の区画	
		有・無	
主な揭示事項			
営業日			
営業時間			
サービス提供時間(送迎時間を除く。)(① : ~ : ② : ~ : )			
利用料			
その他の費用			
通常の事業の実施地域			
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況	
		している・していない	
		苦情解決の措置概要	
		窓口(連絡先)	担当者
		その他	
多機能型実施の有無		有・無	
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、利用者の推定数、経歴書(管理者、児童発達支援管理責任者)、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児通所給付費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所がわかるもの)	

- 備考
- 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「基準上の必要値」欄には、記載しないでください。
  - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
  - 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
  - 「その他の費用」欄には、通所している児童又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
  - 「通常の事業の実施地域」欄には、市町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。

様式第8号の4（第3条の2関係）

指定障害児通所支援事業者変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

事業者 所在地  
 名称  
 代表者氏名

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事業所番号	
指定内容を変更した事業所		名称	
		所在地	
		事業の種類	
		変更があつた事項	
1	事業所の名称	(変更前)	
2	事業所の所在地		
3	事業者の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書 又は条例等（当該指定に係る事業に関する ものに限る。）		
7	事業所の平面図及び設備の概要		
8	建物の構造概要及び平面図並びに設備 の概要	(変更後)	
9	利用者の推定数		
10	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 及び経歴		
11	事業所の児童発達支援管理責任者の氏 名、生年月日、住所及び経歴		
12	運営規程		
13	障害児通所給付費又は肢体不自由児通 所医療費の請求に関する事項		
14	役員の氏名、生年月日及び住所		
変更年月日		年 月 日	

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。  
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

様式第8号の5（第3条の2関係）

廃止  
 休止 届出書  
 再開

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

事業者 所在地  
 名称  
 代表者氏名

印

廃止する  
 次のとおり事業を 休止する ので届け出ます。  
 再開した

廃止（休止・再開）に係る事業	事業所番号	
	名称	
	所在地	
廃止・休止・再開に係る年月日		年 月 日
廃止・休止の理由		
現に指定通所支援を受けている者に対する措置（廃止・休止の場合のみ）		
休止予定期間		年 月 日～ 年 月 日

- 備考 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業所に係る職員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の場合は、休止した事業を再開したときから10日以内に届け出てください。
- 3 廃止又は休止の場合は、指定通所支援事業を廃止し、又は休止しようとする日の1か月前までに届け出てください。

様式第二十二号及び様式第二十三号を次のように改める。



付表1 福祉型障害児入所施設の指定に係る記載事項

入所させる児童の主たる障害の種別

( )

受付番号

施設	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 - )								
	連絡先	電話番号				FAX番号				
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )					
	氏名									
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等					第 条第 項第 号					
併設する施設の名称及び概要		名称								
		概要								
児童発達支援管理責任者	フリガナ				住所	(郵便番号 - )				
	氏名									
他事業の実施の有無			有 ・ 無							
従業者の職種・員数		医師		児童指導員		保育士		栄養士		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
備考										
基準上の必要人数(人)										
従業者数		調理員		職業指導員		嘱託医		看護師		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
備考										
基準上の必要人数(人)										
設備基準上の数値記載項目等		調理員		職業指導員		嘱託医		看護師		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
居室	1室の最大定員	人		人以下		居室		静養室		
	入所児1人当たりの最小床面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		浴室		静養室 便所		
								調理室 医務室		
		(設置部分を○で囲む。)								
主な揭示事項										
入所定員		人 (過去3か月 平均入所児 人)								
利用料										
その他の費用										
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している・していない						
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)			担当者			
		その他								
協力医療機関		名称				主な診療科名				
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要、利用者の推定数、経歴書(管理者、児童発達支援管理責任者)、運営規程、入所児からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児入所施設給付費の請求に関する事項、誓約書、役員の名簿・生年月日・住所がわかるもの)								

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
  - 2 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「基準上の必要値」欄には、記載しないでください。
  - 3 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記載してください。
  - 4 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
  - 5 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

付表2 医療型障害児入所施設の指定に係る記載事項

入所させる児童の主たる障害の種別

( )

受付番号

施設	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 - )								
管理者	連絡先	電話番号				FAX番号				
	フリガナ			住所	(郵便番号 - )					
氏名										
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等					第 条第 項第 号					
併設する施設の名称及び概要		名称								
		概要								
児童発達支援管理責任者	フリガナ				住所	(郵便番号 - )				
	氏名									
他事業の実施の有無		有 ・ 無								
従業者の職種・員数		医師		児童指導員		保育士		栄養士		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
備考										
基準上の必要人数(人)										
従業者数		調理師		理学療法士		作業療法士				
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
備考										
基準上の必要人数(人)										
設備基準上の数値記載項目等					居室		静養室		調理室	
					浴室		便所		観察室	
居室	1室の最大定員	人		基準上の必要値		人		以下		
	入所児1人当たりの最小床面積	㎡		㎡		訓練室 (設置部分を○で囲む。)				
主な揭示事項										
入所定員		人 (過去3か月 平均入所児 人)								
利用料										
その他の費用										
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況			している・していない					
		苦情解決の措置概要			窓口(連絡先)			担当者		
		その他								
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する書類、建物の構造概要及び平面図、利用者の推定数、経歴書(管理者、児童発達支援管理責任者)、運営規程、障害児からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児入所給付費及び障害児入所医療費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所がわかるもの)								

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
  - 2 「受付番号」、「基準上の必要人数」及び「基準上の必要値」欄には、記載しないでください。
  - 3 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記載してください。
  - 4 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
  - 5 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

様式第23号（第7条関係）

指定障害児入所施設変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

設置者 所在地  
 名称  
 代表者氏名

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	事業所番号	
指定内容を変更した施設	名称	
	所在地	
	施設の種類	
変更があった事項		変更の内容
1	施設の名称	(変更前)
2	施設の所在地	
3	設置者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書 又は条例等（当該指定に係る事業に関する ものに限る。）	
7	医療法第7条の許可を受けた病院である こと。	
8	建物の構造概要及び平面図並びに設備 の概要	(変更後)
9	施設の管理者の氏名、経歴及び住所	
10	児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及 び住所	
11	運営規程	
12	障害児入所給付費及び障害児入所医療 費の請求に関する事項	
13	役員の氏名、生年月日及び住所	
変更年月日		年 月 日

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。  
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の次に一条を加える改正規定、様式第八号の次に四様式を加える改正規定並びに様式第二十二号及び様式第二十三号の改正規定 公布の日

二 別表第一及び別表第二の改正規定 平成二十四年七月一日

### (経過措置)

2 改正後の別表第一の規定は、別表第一の改正規定の施行の日以後の療育の給付に要する費用の徴収から適用し、同日前の療育の給付に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第二の規定は、別表第二の改正規定の施行の日以後の助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法施行細則第二十九条第一項に規定する措置又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

## 規 則

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十七号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の備考1中「及び第5条の4第6項」を、「第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考2中「所得税法第78条第1項並びに」を「所得税法第78条第1項（同条）に改め」、「第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に限る。）」の次に「に掲げる寄附金に係る部分に限る。」を加え、「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第八百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人蕨げんき福祉ネット

三 代表者の氏名

今井 佐知子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市中央七丁目六番三号サンピアコヌキー〇三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい児（者）と、その家族に対し楽しく健康に暮らせるよう生活支援を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人開発メディア

三 代表者の氏名

長光 大慈

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字下安松五百二十一番地の六プライムハイター〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、国際協力・開発にかかわる情報を発信することで、多種多様な国際協力・開発を応援する。これにより、日本はもちろん、途上国を含めた世界の持続的発展に寄与することを目的とする。同時に、海外へ積極的に出ていきたい若者に「学びの場」を与えることを通じ、内向きになりつつある日本を元気にする。

## 告 示

埼玉県告示第八百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人誠会

三 代表者の氏名

相馬 好昭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市栄一丁目七番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者、子育て中の人、地域に心身共に健やかで、当たり前に生活ができるように、又、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野に活動参加できるように、その環境、年齢、及び心身の状態に応じ、必要なサポートを総合的に提供されるように援助することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かたくり

三 代表者の氏名

市之瀬 みゆき

四 主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡神川町大字下阿久原八百二十四番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、「みんなが家族」という理念から、地域のつながりと福祉を目指し、神泉の地域ですべての人たちが集える場づくりと各種の行事、生活支援を行い、生きがいのある地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第八百八十九号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
二 リットル	09E036308 }	二	倉庫業	平成二十四年四月一日 }
二 リットル	09E036309	一	倉庫業	平成二十四年八月三十一日
一 リットル	09J028418	一	倉庫業	平成二十四年四月一日 }
				平成二十四年八月三十一日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称  
 埼玉県さいたま市中央区大字下落合千七十九 一  
 日通商事株式会社埼玉支店

免税証を交付した事務所  
 亡失年月日

熊谷県税事務所  
 平成二十四年五月三十一日

# 告 示

埼玉県告示第八百九十号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十二条の規定により、平成二十三年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

請求及び申出の受付件数及び処理件数

実施機関	受付区分	受付件数			平成23年度処理件数					平成24年3月末現在未処理件数
		平成23年度受付件数	前年度からの繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	取下げ	計	
知事	請求	16,678	123	16,801	2,095	7,580	244	149	10,068	6,733
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	16,678	123	16,801	2,095	7,580	244	149	10,068	6,733
教育委員会	請求	444	6	450	267	92	56	29	444	6
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	444	6	450	267	92	56	29	444	6
選挙管理委員会	請求	254	13	267	13	234	19	1	267	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	254	13	267	13	234	19	1	267	0

人事委員会	請求	13	0	13	9	0	2	2	13	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	13	0	13	9	0	2	2	13	0
監査委員	請求	15	0	15	4	6	4	1	15	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	15	0	15	4	6	4	1	15	0
労働委員会	請求	8	0	8	4	2	2	0	8	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8	0	8	4	2	2	0	8	0
収用委員会	請求	14	0	14	0	11	3	0	14	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	14	0	14	0	11	3	0	14	0

内水面漁場 管理委員会	請求	2	0	2	2	0	0	0	2	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	2	2	0	0	0	2	0
公営企業 管理者	請求	110	0	110	62	31	2	13	108	2
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	110	0	110	62	31	2	13	108	2
病院事業 管理者	請求	52	0	52	19	29	2	2	52	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	52	0	52	19	29	2	2	52	0
下水道事 業管理者	請求	136	0	136	88	29	3	12	132	4
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	136	0	136	88	29	3	12	132	4

地方独立 行政法人	請求	2	0	2	1	0	1	0	2	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	2	1	0	1	0	2	0
公安委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	請求	534	0	534	141	315	54	3	513	21
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	534	0	534	141	315	54	3	513	21
合計	請求	18,262	142	18,404	2,705	8,329	392	212	11,638	6,766
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	18,262	142	18,404	2,705	8,329	392	212	11,638	6,766

注 1 「請求」とは埼玉県情報公開条例第 7 条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第 2 1 条第 1 項に規定するものからの申出をいう。

注 2 件数は、公文書の件数である。

## 告 示

埼玉県告示第八百九十一号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第八百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
所 沢 ケ ア セ ン タ ー そ よ 風	所 沢 市 上 新 井 5 - 7 - 1 2	株 式 会 社 株 式 会 社 ユ ニ マ ッ ト そ よ 風	訪 問 介 護	平 成 24 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 リ ハ ヴ ィ レ ッ ジ	上 尾 市 菅 谷 1 - 2 4	株 式 会 社 リ ハ ヴ ィ レ ッ ジ	居 宅 介 護 支 援	平 成 24 年 4 月 1 日
ピ バ シ オ 狭 山	狭 山 市 水 野 3 8 4 - 4	株 式 会 社 レ ポ ス	通 所 介 護	平 成 24 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
医 療 法 人 社 団 東 光 会 戸 田 中 央 リ ハ ク リ ニ ッ ク	戸 田 市 本 町 1 - 2 4 - 7	医 療 法 人 社 団 東 光 会	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 24 年 7 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	
ケ ア サ ー ビ ス 合	越 谷 市 上 間 久 里 1 0 5 1 - 2 三 井 せ ん げ ん 台 ハ イ ツ 5 2 1 号 室	特 定 非 営 利 活 動 法 人 合	訪 問 介 護	平 成 23 年 12 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
合 同 会 社 重 度 訪 問 介 護 サ ー ビ ス つ む ぎ	熊 谷 市 中 奈 良 1 3 2 4 - 3	合 同 会 社 重 度 訪 問 介 護 サ ー ビ ス つ む ぎ	訪 問 介 護	平 成 24 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
G E N K I N E X T 熊 谷 籠 原	熊 谷 市 拾 六 間 6 8 2 - 1	株 式 会 社 介 護 N E X T	通 所 介 護	平 成 23 年 7 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
L u L L デ イ サ ー ビ ス 草 加	草 加 市 中 央 1 - 2 - 3 3	株 式 会 社 日 本 デ イ ケ ア セ ン タ ー	通 所 介 護	平 成 24 年 6 月 1 日
プ ル メ リ ア	草 加 市 北 谷 2 - 3 - 2 4	株 式 会 社 プ ル メ リ ア	福 祉 用 具 貸 与	平 成 24 年 6 月 1 日
			特 定 福 祉 用 具 販 売	

			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
けあらーず越谷指定通所介護事業所	越谷市大沢3406-5	株式会社セラム	通所介護	平成24年5月1日
			介護予防通所介護	
ウエルシア薬局春日部一ノ割店	春日部市一ノ割1-12-12	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成24年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
あおぞらネット春日部	春日部市大場1386	株式会社あおぞらネット	居宅介護支援	平成24年6月1日
エルフ居宅介護支援事務所	熊谷市新堀800AURORA V1階B号室	有限会社ソーシャルワーク本舗さいたま	居宅介護支援	平成24年5月1日
ごらく越谷の里デイサービスセンター	越谷市七左町2-265-1	株式会社家集	通所介護	平成24年5月1日
デイサービスセンター彩優	加須市北下新井1761-2	株式会社アタッシェ	通所介護	平成24年6月1日
			介護予防通所介護	
GENKI NEXT 北坂戸	坂戸市芦山町4-5 セントラルマンション103	株式会社介護NEXT	介護予防通所介護	平成24年6月1日
医療法人社団 信悠会 木村クリニック	伊奈町小室10051-1	医療法人社団 信悠会	居宅療養管理指導	平成24年4月1日
株式会社同仁社 埼玉中央営業所	伊奈町寿2-134-2	株式会社同仁社	福祉用具貸与	平成24年6月1日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	

デイサービス フローラ杉戸	杉戸町内田 4 - 2 - 5	株式会社関東メディカル・ケア	通所介護	平成24年6月1日
			介護予防通所介護	
デイサービス さとうきび畑	松伏町築比地 4 6 - 2	株式会社 福祉保育グループ	通所介護	平成24年6月1日
			介護予防通所介護	
みどり歯科クリニック	飯能市緑町 5 - 1 7	古田 英彦	居宅療養管理指導	平成24年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
上尾市原市北地域包括支援センター	上尾市原市3221-4 ワタナベビル1階B号	社会福祉法人積善会	介護予防支援	平成24年4月1日
鈴木薬局 北上尾店	上尾市西門前 1 1 4	株式会社鈴木薬局	居宅療養管理指導	平成24年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ごらく上尾の里デイサービスセンター	上尾市緑丘 2 - 1 - 3	株式会社家集	通所介護	平成24年5月1日
デイサービス彩の家 けやき台	所沢市けやき台1-14-12エコハウスけやき台1F	NPO法人笑みの会	通所介護	平成24年6月1日
あおい調剤薬局 東松山店	東松山市松山 1 8 2 8 - 6	あおい調剤薬局株式会社	居宅療養管理指導	平成24年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
リハビリデイサービス nagomi 西川口店	川口市西川口 6 - 5 - 1	株式会社ライフタイム	通所介護	平成24年5月1日
			介護予防通所介護	
スギ薬局 中青木店	川口市中青木 2 - 9 - 8	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導	平成24年5月7日
			介護予防居宅療養管理指導	

スマイル館	川口市柳崎1-2-25	株式会社スマイル館	福祉用具貸与	平成24年3月1日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
パーククリニック	川口市朝日3-9-4	朴英智	居宅療養管理指導	平成24年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
介護センター ラベンダー 川口	川口市並木元町3-28-103	有限会社 末富	居宅介護支援	平成24年6月1日
ヒューマンライフケア栄の湯	新座市栄4-5-33KRビル1階	ヒューマンライフケア株式会社	通所介護	平成24年6月1日
			介護予防通所介護	
さくら・介護ステーション森林公園	滑川町羽尾4106-13 小久保二三男荘 西側	株式会社アメニティーライフ	訪問介護	平成24年5月1日
			介護予防訪問介護	
アポック毛呂岩井薬局	毛呂山町岩井西5-13-6	株式会社日本アポック	居宅療養管理指導	平成24年5月24日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイサービス プチモンド	嵐山町菅谷690-10	一般社団法人プチモンド	通所介護	平成24年6月1日
			介護予防通所介護	
ヒューマンサポート深谷デイサービスセンター	深谷市稲荷町1-10-28	株式会社日本ヒューマンサポート	通所介護	平成24年5月1日
			介護予防通所介護	

茶話本舗デイサービスあらかわ亭	秩父市寺尾3487-8	ライフパートナーズ株式会社	通所介護	平成24年4月1日
平沼歯科医院	秩父市上町1-6-2	平沼清史	居宅療養管理指導	平成20年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
むさしの園デイサービスセンター 富士見	狭山市富士見2-4-11	社会福祉法人 至福の会	通所介護	平成24年5月1日
			介護予防通所介護	
さまざまデイサービス	新座市あたご3-7-12	リンクスライフ株式会社	通所介護	平成24年5月17日
			介護予防通所介護	
はなみずきケアサービス	新座市栄5-1-3	有限会社石崎エステート	居宅介護支援	平成24年4月1日
オレンジ薬局	富士見市ふじみ野東1-16-4ベラヴィスタ102	草野春孝	居宅療養管理指導	平成24年3月20日
社会医療法人至仁会 居宅介護支援事業センター遊	所沢市東狭山ヶ丘4-2666-1	社会医療法人至仁会	居宅介護支援	平成24年6月1日
ホームケアセンター寿苑	所沢市星の宮2-3-27	株式会社リーガル・ポイント	通所介護	平成24年6月1日
			介護予防通所介護	
社会医療法人至仁会 介護老人保健施設 遊	所沢市東狭山ヶ丘4-2666-1	社会医療法人至仁会	通所リハビリテーション	平成24年6月1日
			短期入所療養介護	
			介護予防通所リハビリテーション	
			介護予防短期入所療養介護	
ヘルパーステーション・アニマート新所沢	所沢市松葉町16-2ヴィーナビル302号	合同会社アニマート	訪問介護	平成24年5月1日

			介護予防訪問介護	
寺田薬局 吹上南店	鴻巣市南 1 - 7 - 1 1	有限会社 アルファメディック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 24 年 6 月 1 日
行田市地域包括支援センターふぁみいゆ	行田市下須戸 7 5	社会福祉法人瑞穂会	介護予防支援	平成 24 年 4 月 1 日
ミモザ三郷鷹野	三郷市鷹野 1 - 4 2 0	ミモザ株式会社	通所介護 介護予防通所介護	平成 24 年 5 月 1 日
ファーマライズ薬局 原市店	上尾市瓦葺 1 1 6 1 - 5	ファーマライズ株式会社	居宅療養管理指導	平成 24 年 4 月 1 日
薬局 松山材木町	東松山市材木町 1 6 - 1 1	薬樹株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 24 年 5 月 1 日
ケアステーション ひまわり	加須市向川岸町 7 - 37 プリマヴェーラかぞ 210 号	有限会社アイケイメディカル	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 24 年 5 月 1 日
デイサービス ゆらり	所沢市小手指町 4 - 9 - 19 鈴木ビル 102	株式会社 ゆらり	通所介護 介護予防通所介護	平成 24 年 5 月 1 日
レッツ倶楽部 アクア天神	深谷市天神町 4 - 3 5	アクアグループ株式会社	通所介護 介護予防通所介護	平成 24 年 5 月 1 日
川口薬剤師会センター薬局	川口市西新井宿 2 3 6 - 8	川口薬剤師事業協同組合	居宅療養管理指導	平成 24 年 4 月 1 日
ケアウェルサポート狭山	狭山市鷓ノ木 1 3 - 3 7	ピップケアウェル安心株式会社	居宅介護支援	平成 24 年 5 月 1 日

居宅介護支援事業所 菜のはな	所 沢 市 山 口 2 7 8 3 - 9	有限会社 エムアンドケイ	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 5 月 1 日
ニチイケアセンター 北本	北 本 市 北 本 3 - 1 1 2	株式会社ニチイ学館	通 所 介 護	平成 24 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
な ず な 訪 問 介 護 事 業 所	所 沢 市 山 口 4 3 0 - 1 ア ッ ク セ ・ ア イ ン 2 0 1 号 室	株 式 会 社 七 草	訪 問 介 護	平成 24 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
らいふねっと介護サービス相談室	熊 谷 市 玉 井 5 - 2	有 限 会 社 菩 提 樹	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 5 月 1 日
デイサービスセンター ひふみ庵	寄 居 町 末 野 1 4 8 8	有 限 会 社 ひ ふ み	通 所 介 護	平成 23 年 7 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
遠 藤 薬 局 東 鷲 宮 店	久 喜 市 桜 田 3 - 1 - 4	株 式 会 社 遠 藤 薬 局	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
遠 藤 薬 局 中 店	幸 手 市 中 3 - 4 - 1 7	株 式 会 社 遠 藤 薬 局	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
遠 藤 薬 局 幸 手 団 地 店	幸 手 市 栄 3 - 3 - 1 0 5	株 式 会 社 遠 藤 薬 局	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	

## 告 示

埼玉県告示第八百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
東川口訪問看護ステーション	所在地	川口市東川口2-6-15	川口市東川口2-16-1-102	訪問看護
				介護予防訪問看護
				居宅介護支援
ケアプランあいはな	所在地	春日部市増戸新田391-3	春日部市大場118-5	居宅介護支援
ツクイ三郷彦成	名 称	総合福祉 ツクイ三郷	ツクイ三郷彦成	介護予防通所介護
				通 所 介 護
				訪 問 介 護
				介護予防訪問介護
				居宅介護支援
ツクイ八潮八條	名 称	総合福祉 ツクイ八潮	ツクイ八潮八條	訪問介護
				介護予防通所介護
				通 所 介 護
ウイズネットホームヘルプサービス和光	所在地	和光市新倉2-17-31高桑ビル1F	和光市新倉1-4-58スターリーテラスA101号	介護予防訪問介護
				訪 問 介 護
ツクイ川口安行	名 称	総合福祉 ツクイ安行	ツクイ川口安行	介護予防通所介護
				通 所 介 護

ツクイ川口戸塚	名称	ツクイ東川口	ツクイ川口戸塚	介護予防通所介護
				通所介護
上尾市原市南地域包括支援センター	名称	上尾市原市地域包括支援センター	上尾市原市南地域包括支援センター	介護予防支援
ツクイ春日部グループホーム	名称	ツクイ春日部サンフラワー	ツクイ春日部グループホーム	認知症対応型共同生活介護
東松山グループホームそよ風	名称	東松山グループホーム春の風	東松山グループホームそよ風	介護予防認知症対応型共同生活介護
				認知症対応型共同生活介護
坂戸西グループホームそよ風	名称	坂戸西グループホーム春の風	坂戸西グループホームそよ風	認知症対応型共同生活介護
				介護予防認知症対応型共同生活介護
小手指ショートステイそよ風	名称	小手指ケアホテルほのか	小手指ショートステイそよ風	介護予防短期入所生活介護
				短期入所生活介護
入間ショートステイそよ風	名称	入間ケアホテルほのか	入間ショートステイそよ風	短期入所生活介護
株式会社フロンティア介護福祉事業部	名称	有限会社フロンティア介護事業部	株式会社フロンティア介護福祉事業部	福祉用具貸与
				介護予防福祉用具貸与
				特定福祉用具販売
				特定介護予防福祉用具販売
ツクイ春日部	名称	ツクイ春日部デイサービスセンター	ツクイ春日部	通所介護
				介護予防通所介護

志木駅前クリニック	所在地	新座市東北2-34-15-201	志木市本町5-21-63	居宅療養管理指導
				訪問介護
				介護予防訪問看護
				訪問リハビリテーション
				介護予防居宅療養管理指導
				介護予防訪問リハビリテーション
まちだ訪問クリニック	所在地	朝霞市本町1-34-1ボンビラージュ113	朝霞市本町1-34-1ボンビラージュテナント1階	介護予防居宅療養管理指導
				介護予防訪問看護
				居宅療養管理指導
				訪問看護
社会医療法人至仁会 よしかわ通所リハビリテーション 道	名称	医療法人至仁会 よしかわ通所リハビリテーション 道	社会医療法人至仁会 よしかわ通所リハビリテーション 道	介護予防通所リハビリテーション
				通所リハビリテーション
ツクイ戸田笹目	名称	ツクイ戸田	ツクイ戸田笹目	通所介護
				介護予防通所介護
なかがわ指定居宅介護支援事業所	所在地	所沢市林3-555-41	所沢市若狭4-2468-15スカイハイツ105	居宅介護支援

## 告 示

埼玉県告示第八百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	開 設 者 名	休 止 年 月 日
デイサービスセンターこんぺいとう	熊谷市末広 2 - 1 0 7 - 1	介 護 予 防 通 所 介 護	株 式 会 社 結 の 会	平 成 2 4 年 5 月 3 1 日
		通 所 介 護		

## 告 示

埼玉県告示第八百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
平 沼 歯 科 医 院	秩 父 市 上 町 1 - 6 - 2	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 20 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ウエルシア春日部一ノ割薬局	春 日 部 市 一 ノ 割 1 - 1 1 - 2 0	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 5 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
訪問看護ステーション結の会	深 谷 市 上 柴 町 西 3 - 8 - 4	訪 問 看 護	平成 24 年 5 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 看 護	
デイサービス愛リング	川 口 市 本 町 2 - 4 - 1 7	通 所 介 護	平成 24 年 4 月 30 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	
リハビリデイサービス nagomi 越谷店	越 谷 市 花 田 6 - 4 - 1 0	通 所 介 護	平成 24 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	
騎西ケアセンターそよ風	加 須 市 騎 西 1 0 6 2	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 6 月 30 日
騎西ケアセンターそよ風	加 須 市 騎 西 1 0 6 2	通 所 介 護	平成 24 年 6 月 30 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	

## 告 示

埼玉県告示第八百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
みどり皮膚科クリニック	佐藤 良博	所沢市緑町1-4-1	平成24年5月11日
たかはし耳鼻咽喉科	医療法人社団 理心会	久喜市南栗橋4-14-1南栗橋シティセンタービル2階	平成24年5月1日
医療法人社団彩虹会 羽生アイクリニック	医療法人社団 彩虹会	羽生市川崎2-281-3イオンモール羽生1階	平成24年5月1日
春山クリニック	春山 邦夫	戸田市本町4-17-9ブランドール戸田公園101	平成24年6月1日
医療法人社団淳心会 東所沢整形外科	医療法人社団 淳心会	所沢市東所沢1-18-5	平成24年5月1日
ファミリータイズクリニック	松浦 真里子	朝霞市本町2-4-25 T BLD朝霞5階	平成24年6月1日
久喜耳鼻咽喉科	小西 孝彦	久喜市野久喜631-2	平成22年2月22日
医療法人 晃陽会 中村産婦人科	医療法人 晃陽会	比企郡小川町大塚1176-1	平成24年5月7日
いわさきハートクリニック	医療法人 光信会	幸手市南3-11-20	平成24年5月1日
さいぐさクリニック	医療法人社団 三松会	川口市安行小山487-5	平成24年5月1日
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス	幸手市吉野字明神前517-5	平成24年5月1日
ちょう整形外科クリニック	張 禎 浩	川口市川口6-2-1川口駅西口医療モール3階	平成24年5月1日
パーククリニック	朴 英 智	川口市朝日3-9-4	平成24年6月1日
医療法人社団 悠友会 志木駅前クリニック	医療法人社団 悠友会	志木市本町5-21-63	平成24年5月14日
田中耳鼻いんこう科	田中 雄一	所沢市西狭山ヶ丘1-3118-11	平成24年5月1日

在宅療養支援診療所 アース訪問クリニック志木	根 岸 亮	志木市本町5-23-24第3本吉ビル4階	平成24年7月1日
医療法人 誠鵠会 安松クリニック	医療法人 誠鵠会	所沢市上安松1299-1	平成24年5月1日
あべひろ総合歯科	阿部 裕之	三郷市早稲田2-2-8ノースプラザ1階	平成24年5月23日
ミナミ歯科クリニック	医療法人社団 蒼優会	狭山市狭山台4-33-1	平成24年5月1日
花輪 歯科	花輪 正彦	志木市本町3-5-26	平成24年5月1日
医療法人 上町吉田歯科医院	医療法人 上町吉田歯科医院	秩父市上町3-10-5	平成24年4月2日
寄居 歯科 医院	青野 弘美	大里郡寄居町富田3558-1セントラルハイツ105	平成24年5月1日
医療法人社団 祥世会 IS歯科クリニック	医療法人社団 祥世会	川口市芝5-3-17芝銀座ハイツ1階	平成24年5月1日
ふじみ野デンタルクリニック	立本 主茂	ふじみ野市長宮1-2-1-1階	平成24年5月1日
親和 歯科 医院	青木 慶太	春日部市大場1360-1-102	平成24年2月1日
松永 歯科 医院	松永 俊雄	南埼玉郡白岡町小久喜1203-1	平成24年5月1日
ウニクス伊奈歯科	浅野 治己	北足立郡伊奈町学園2-188-1ウニクス伊奈2階	平成24年5月1日
わい 歯科 クリニック	堀 泰士	草加市高砂2-6-20並木ビル2階	平成24年7月1日
アガベ 上福岡薬局	株式会社 アガベ	ふじみ野市上福岡1-2-25	平成24年6月1日
彦成 薬局	神谷 譲	三郷市天神1-38-3	平成24年5月10日
桑沢 薬局	桑沢 進一郎	蕨市塚越6-14-6	平成24年5月1日
さくら薬局 伊奈店	河北調剤株式会社	北足立郡伊奈町小室9396-4	平成24年6月1日

みんなの薬局坂戸店	有限会社メルク	坂戸市南町 3 0 - 1 9	平成24年6月1日
創健薬局	株式会社ウィーズT	富士見市下南畑 3 6 6 0 - 4	平成24年5月1日
ひまわり薬局志木店	株式会社メディカルプランニングサービス	志木市本町 6 - 2 1 - 1 1	平成24年6月1日
深谷スマイル薬局	株式会社リバーサル	深谷市萱場 3 8 - 3	平成24年6月1日
ポプラ薬局	有限会社ティージェイケイ	蓮田市本町 2 - 1 3	平成24年5月1日
スギ薬局中青木店	株式会社スギ薬局	川口市中青木 2 - 9 - 8	平成24年5月7日
ウエルシア薬局春日部一ノ割店	ウエルシア関東株式会社	春日部市一ノ割 1 - 1 2 - 1 2	平成24年6月1日
ひだまり薬局	有限会社エープラン	上尾市春日 1 - 4 4 - 4	平成24年6月1日
鈴木薬局北上尾店	株式会社鈴木薬局	上尾市西門前 1 1 4	平成24年6月1日
リボン薬局	株式会社アポロ薬品	草加市氷川町 9 3 0 - 3	平成24年6月1日
なの花薬局戸田公園店	株式会社サンメディック	戸田市本町4 - 1 7 - 9 プラントール戸田公園	平成24年6月4日
あおば薬局白岡店	株式会社アイアイファーマシー	南埼玉郡白岡町小久喜 8 1 5 - 6	平成24年4月1日
医療法人 親和会 訪問看護ステーション ホウエイ	医療法人 親和会 鳳永病院	草加市谷塚町 2 - 1 3 - 1 6	平成24年2月1日

## 二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
宮川 毅士		たかす接骨院	三郷市高州 1 - 3 1 8 - 1	平成24年4月1日

久保田 泰正		駅前整骨院	東久留米市東本町 1 5 - 6 - 1 0 6	平成 24 年 5 月 1 日
山下 俊憲		山下接骨院	狭山市入間川 2 - 2 2 - 1	平成 24 年 4 月 2 日
中原 心		ここな鍼灸接骨院	川口市川口 6 - 2 - 9	平成 24 年 4 月 29 日
原川 卓也		柔愛堂 第 3 なまい接骨院	熊谷市円光 1 - 1 3 - 2 5 1 階	平成 23 年 9 月 1 日
船橋 淳平		たか接骨院	野田市中根 2 1 4 - 2 2	平成 24 年 5 月 1 日
野田 享佑		あいむ整骨院	さいたま市北区日進町 2 - 1 0 0 5 - 1 コーポ高野 1 階	平成 24 年 5 月 7 日
入澤 一洋		いりさわ整骨院	川口市飯塚 2 - 1 4 - 2 5	平成 24 年 5 月 7 日
高橋 義雄		マルコウ整骨院	川口市青木 1 - 1 4 - 3 8	平成 24 年 5 月 1 日
白根 大輔		川口伊刈接骨院	川口市伊刈 4 1 4	平成 24 年 6 月 1 日
野中 修		たすけあい鍼灸整骨院	春日部市増富 3 0 - 2	平成 24 年 6 月 1 日
猪足 雄三		つくば整骨院	熊谷市上之 2 1 3 0 - 1	平成 24 年 5 月 7 日
大場 直樹		株式会社フレアス フレアス在宅マッサージ市川	市川市南大野 3 - 2 0 - 5	平成 24 年 4 月 11 日
阿部 孝志		らいふマッサージ治療院東村山店	東村山市秋津町 5 - 2 6 - 2 4 北山コーポ 1 0 1	平成 24 年 5 月 1 日
森田 賢				平成 24 年 7 月 27 日
古川 敬子		訪問リハビリマッサージこころ池袋治療院	豊島区東池袋 1 - 4 8 - 1 0 2 5 山京ビル 4 0 3	平成 24 年 5 月 1 日
西川 輝彦		中央在宅マッサージ	飯能市東町 6 - 1 6 菊屋ビル 3 0 3	平成 24 年 4 月 1 日
宇田川 雅弘		株式会社ラフォンテ マッサージ院すきっぷ	さいたま市岩槻区釣上新田 5 8 1 - 6	平成 24 年 5 月 25 日

## 告 示

埼玉県告示第八百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
東川口訪問看護ステーション	所 在 地	川口市東川口2 - 6 - 15	川口市東川口2 - 16 - 1 - 102

## 告 示

埼玉県告示第八百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東 所 沢 整 形 外 科	所 沢 市 東 所 沢 1 - 1 8 - 5	平 成 24 年 4 月 30 日
い わ さ き ハ ー ト ク リ ニ ッ ク	幸 手 市 南 3 - 1 1 - 2 0	平 成 24 年 5 月 1 日
医 療 法 人 社 団 文 盛 会 キ リ ン 歯 科	狭 山 市 水 野 4 5 3 - 1 ヒ ル グ ラ ン デ 1 階	平 成 24 年 6 月 14 日
ミ ナ ミ 歯 科 ク リ ニ ッ ク	狭 山 市 狭 山 台 4 - 3 3 - 1	平 成 24 年 4 月 30 日
ピ ッ グ サ ン 三 芳 薬 局	入 間 郡 三 芳 町 藤 久 保 2 6 3 - 3	平 成 24 年 5 月 31 日
上 町 吉 田 歯 科 医 院	秩 父 市 上 町 3 - 1 0 - 5	平 成 24 年 4 月 1 日
安 松 ク リ ニ ッ ク	所 沢 市 上 安 松 1 2 9 9 - 1	平 成 24 年 4 月 30 日
I S 歯 科 ク リ ニ ッ ク	川 口 市 芝 5 - 3 - 1 7 芝 銀 座 ハ イ ツ 1 F	平 成 24 年 4 月 30 日
桑 沢 薬 局	蕨 市 塚 越 6 - 1 4 - 5	平 成 24 年 4 月 30 日
羽 生 ア イ ク リ ニ ッ ク	羽 生 市 川 崎 2 - 2 8 1 - 3 イ オ ン モ ー ル 羽 生 1 F	平 成 24 年 4 月 30 日
さ い ぐ さ ク リ ニ ッ ク	川 口 市 安 行 小 山 4 8 7 - 5	平 成 24 年 4 月 30 日
志 木 駅 前 ク リ ニ ッ ク	新 座 市 東 北 2 - 3 4 - 1 5 2 階	平 成 24 年 5 月 13 日
た か は し 耳 鼻 咽 喉 科	久 喜 市 南 栗 橋 4 - 1 4 - 1 南 栗 橋 シ テ ィ セ ン タ ー ビ ル 2 F	平 成 24 年 4 月 30 日
田 中 耳 鼻 い ん こ う 科	所 沢 市 西 狭 山 ケ 丘 1 - 2 4 4 8	平 成 24 年 4 月 30 日
社 会 医 療 法 人 シ ャ ル ン メ デ ィ カ ル ア リ ア ン ス 東 埼 玉 総 合 病 院	北 葛 飾 郡 杉 戸 町 清 地 2 - 2 - 1 1	平 成 24 年 5 月 1 日
ウ エ ル シ ア 春 日 部 一 ノ 割 薬 局	春 日 部 市 一 ノ 割 1 - 1 1 - 2 0	平 成 24 年 5 月 31 日

中 村 産 婦 人 科	比 企 郡 小 川 町 大 塚 5 1	平成 24 年 5 月 6 日
河 野 薬 局	所 沢 市 小 手 指 町 1 - 2 7 - 8	平成 24 年 5 月 31 日
親 和 歯 科 医 院	春日部市大場 1 3 6 0 - 1 グランデ - ジ武里 1 0 1	平成 24 年 1 月 31 日
久 喜 耳 鼻 咽 喉 科	久 喜 市 吉 羽 1 6 1 3 - 1	平成 22 年 2 月 21 日
ポ プ ラ 薬 局	蓮 田 市 本 町 2 - 2 0	平成 24 年 4 月 30 日
創 健 薬 局	富 士 見 市 下 南 畑 3 6 6 0 - 4	平成 24 年 4 月 30 日
あ お ば 薬 局 白 岡 店	南 埼 玉 郡 白 岡 町 小 久 喜 8 1 5 - 6	平成 24 年 4 月 30 日

## 二 指定施術者

氏 名	住 所	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
野 口 宗 洋		た か す 接 骨 院	三 郷 市 高 州 1 - 3 1 8 - 1	平成 24 年 3 月 31 日
村 山 奈 緒 子		株 式 会 社 東 京 在 宅 サ ー ビ ス	新 宿 区 新 宿 1 - 5 - 4 - 2 0 1	平成 24 年 5 月 23 日

## 告 示

埼玉県告示第八百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医 療 法 人 恵 邑 会      ア ル フ ァ 歯 科	所 沢 市 牛 沼 2 3 4 - 2 ク レ セ ン ト ビ ル 2 F	平 成 2 4 年 6 月 1 6 日
医 療 法 人 高 梨 医 院      高 梨 ク リ ニ ッ ク	幸 手 市 下 川 崎 3 3 - 1	平 成 2 4 年 8 月 1 日

## 告 示

### 埼玉県告示第九百号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
坂井 栄一	視覚障害	眼科	草加市立病院	草加市草加二―二二―一	平成二十四年六月二十一日
土橋 尊志	視覚障害	眼科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
村松 昌裕	視覚障害	眼科	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
木村 重吉	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	脳神経外科	春日部市立病院	春日部市中央七―二―一	同
鈴木 康司	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	国立障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四―一	同
田中 雄一	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	田中耳鼻いんこう科	所沢市西狭山ヶ丘一―二四四	同

中島 八十一	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	神経内科	国立障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四―一	同
西野 誠一	音声・言語機能障害、そしやく機能障害	リハビリテーション科	戸田中央リハビリテーション病院	戸田市本町一―一四―一	同
前島 伸一郎	そしやく機能障害	リハビリテーション科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	同
柏木 慎也	肢体不自由	形成外科	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六―一〇〇	同
加藤 裕幸	肢体不自由	整形外科	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
金子 智則	肢体不自由	整形外科	埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院	久喜市上早見四一八―一	同
菅野 陽	肢体不自由	神経内科	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	同
北川 寛之	肢体不自由	整形外科	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田三七六	同

久保 宏介	肢体不自由	整形外科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
篠江 隆	肢体不自由	神経内科	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
清水 学	肢体不自由	整形外科	東松山市立市民病院	東松山市大字松山二三九二	同
田屋 圭介	肢体不自由	脳神経外科	三愛会総合病院	三郷市彦成三―七―一七	同
塗山 正宏	肢体不自由	整形外科	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六―一〇〇	同
中島 八十一	肢体不自由	神経内科	国立障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四―一	同
中村 真一郎	肢体不自由	神経内科	越谷市立病院	越谷市東越谷一〇―四七―一	同
長瀬 寅	肢体不自由	整形外科	医療法人安東病院	川口市芝三―七―一二	同
西野 誠一	肢体不自由	リハビリテーション科	戸田中央リハビリテーション科 病院	戸田市本町一―一四―一	同
長谷川 毅	肢体不自由	小児科	草加市立病院	草加市草加二―二一―一	同
古屋 向朗	肢体不自由	脳神経外科	伊奈病院	北足立郡伊奈町小室九四一九	同

森澤 爰	肢体不自由	リハビリテーション 科	独立行政法人国立病院機構埼 玉病院	和光市諏訪二―一	同
吉本 和之	肢体不自由	整形外科	寿康会病院	川口市西青木二―一五―一〇	同
福隅 正臣	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人社団愛友会上尾中央 総合病院	上尾市柏座一―一〇―一〇	同
元 志宏	じん臓機能障害	内科	社会医療法人財団石心会狭山 病院	狭山市鶴ノ木一―三三	同
兒島 憲一郎	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人社団愛友会上尾中央 総合病院	上尾市柏座一―一〇―一〇	同
杉本 徳一郎	じん臓機能障害	腎臓内科	埼玉県厚生農業協同組合連合 会久喜総合病院	久喜市上早見四一八―一	同
西田 陽司	じん臓機能障害	腎臓内科	白岡中央総合病院	南埼玉郡白岡町小久喜九三八 ―一二	同
渡邊 裕輔	じん臓機能障害	腎臓内科	埼玉医科大学国際医療センタ 	日高市山根一三九七―一	同

小野 宏	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人秀和会秀和総合病院	春日部市谷原新田一二〇〇	同
鈴木 直仁	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人社団愛友会上尾中央 総合病院	上尾市柏座一―一〇―一〇	同
武政 聡浩	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人社団愛友会上尾中央 総合病院	上尾市柏座一―一〇―一〇	同
山口 文平	呼吸器機能障害	呼吸器科	越谷市立病院	越谷市東越谷一〇―四七―一	同
河北 英明	ぼうこう又は直腸 機能障害	消化器外科	医療法人社団東光会戸田中央 総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
松山 秀樹	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	イムス富士見総合病院	富士見市大字鶴馬一九六七― 一	同
松山 秀樹	小腸機能障害	外科	イムス富士見総合病院	富士見市大字鶴馬一九六七― 一	同
渡邊 真彰	肝臓機能障害	消化器内科	北里大学北里研究所メディカ ルセンター病院	北本市荒井六―一〇〇	同

# 告 示

埼玉県告示第九百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラージユ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲三千五百六十四番地外

### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 近隣住民から騒音等に関する苦情が発生する可能性があるため、良好な生活環境の保全に必要な対策を講じるとともに、苦情が発生した場合は誠意をもってその解決に当たること。

二 一定規模（二〇台収容又は面積五〇〇平方メートル）以上の駐車場を設置する場合は、埼玉県生活環境保全条例の規定により、利用者にアイドリング・ストップを周知する義務があることから、看板等を設置すること。

## 二 縦覧期間

平成二十四年六月二十九日から平成二十四年七月三十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

# 告示

埼玉県告示第九百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SHOPPING CENTER SOYOCA FUJIMINO

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 岡内欣也

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

## 八 変更年月日

平成二十四年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十四年六月二十日

## 二 縦覧期間

平成二十四年六月二十九日から平成二十四年十月二十九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年六月二十九日から平成二十四年十月二十九日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第九百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
太田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届  
出があった。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	田 中 正 一	埼玉県久喜市西百八十九ノ二番地
同	高 塚 一 郎	同 吉羽一丁目六番十
同	柚 木 栄	同 四丁目十八番九
同	砂 川 作 男	同 二千百九十一番地
同	小 島 義 雄	同 三丁目二十五番二

# 告 示

埼玉県告示第九百四号

測量計画機関の長である熊谷市長富岡清から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

熊谷市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

熊谷市川原明戸、大麻生、小島地内

四 作業期間

平成二十四年四月十八日から平成二十四年七月三十一日まで

# 告示

埼玉県告示第九百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の十三第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の全部の廃止を許可したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務の廃止の日
埼玉県知事第六号	一般社団法人日本膜構造協会	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	平成二十四年五月三十日

# 告示

埼玉県告示第九百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

号	埼玉県知	指定番号
事第十五	アウェイ建築	名
式会社	評価ネット株	称
番十四号	東京都墨田区 両国二丁目十	変更後の構造 計算適合性判 定の業務を行 う事務所の所 在地
	平成二十四年 七月二日	事務所の所在 地の変更日

# 告 示

埼玉県告示第九百七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

- ア 男性警察官用制服ワイシャツ 6,741着
- イ 男性警察官用冬服上衣 1,272着

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

契約締結日から平成25年3月31日（日）までの間の指定する日

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、上記(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付するものとし、入札金額については、単価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (6) 納入しようとする物品の製造に必要な生地 of 供給を受けられることの証明書類（原反出荷引受書）、生地見本及び製造見本を、平成24年7月30日（月）午後5時までに次の場所に持参し、審査した結果、当該物品を製造することができるかと認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区ニッ宮883番地 埼玉県警察本部総務部  
財務局装備課被服係 電話048-832-0110 内線704-322

- (7) 納入しようとする物品に関するアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2244

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月8日（水）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月7日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月8日（水）午後2時まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課執務室 平成24年8月8日(水)午後2時30分から順次開札する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成24年7月30日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)及び(6)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システムから登録申請を行い受付票その他の登録に必要な書類を平成24年7月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Male police officer's spring/autumn long sleeve shirts Quantity;6,741

Male police officer's uniforms for winter season Quantity;1,272

(2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;By 2:00 p.m.,

August 8 , 2012 By mail;5:00p.m. August 7 , 2012 In person;2:00 p.m. August 8, 2012

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division,

Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police

Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,

Telephone; 048-832-0110 Ext.2244

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 姫宮停車場線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
南埼玉郡宮代町川端三丁目六九 番四地先		区 間
一六・二二二 一三・三二〇	一三・三二〇 一三・五七	敷地の幅員 (メートル)
二・九〇		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 春日部久喜線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
二地先まで 南埼玉郡宮代町川端四丁目四九三番	三地先から 南埼玉郡宮代町川端四丁目四九三番	区  間
一三・〇〇 一一・八〇	一〇・五〇 一一・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一六・〇〇		延長 (メートル)
		備  考

## 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

### 一 許可番号

平成二十四年二月二十一日

指令川建セ第二三〇一一三〇号

### 二 検査済証番号

平成二十四年六月二十五日

川建セ第二四〇〇二一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字鳩山一八四番二六

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸一七七番地

中壘 正人

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年六月十一日

指令越建セ第二三〇〇四四二号

### 二 検査済証番号

平成二十四年六月二十五日

越建セ第一三九一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代三丁目七百九十番一の一部

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十三

南彩農業協同組合 代表理事組合長 若林 龍司

# 告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定に基づき  
監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公  
表する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

## 監査の結果

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(補助金等交付団体)について監査を実施するもので、このうち12団体について、平成24年1月から同2月までの間に実施した。

#### (2) 監査の対象事項

平成22年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

### 2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当であると認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当であると認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

監査対象団体	北本市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成24年1月16日 委員監査 平成24年2月7日(書面)
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 31,475,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	日高市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成24年1月18日 委員監査 平成24年2月7日(書面)
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 32,389,020円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	志木市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成24年1月24日 委員監査 平成24年2月10日(書面)	
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金	30,159,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	小川町商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成24年1月27日 委員監査 平成24年2月7日(書面)	
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金	30,424,550円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人内村学園	
所管部局	総務部、福祉部	
監査実施日	職員調査 平成24年1月23日 委員監査 平成24年2月7日(書面)	
財政的援助等の内容	しろがね小室幼稚園	
	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金	50,080,000円
	2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金	1,440,000円
	3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)	64,200円
	4 「赤ちゃんの駅」設置事業費補助金	253,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人東京成徳学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成24年2月8日 委員監査 平成24年2月29日(書面)	
財政的援助等の内容	東京成徳深谷高等学校	
	1 私立学校運営費補助金	264,100,000円
	2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金	39,642,550円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

  

監査対象団体	埼玉県土地改良事業団体連合会														
所管部局	農林部														
監査実施日	職員調査 平成24年1月31日 委員監査 平成24年2月21日(書面)														
財政的援助等の内容	<table border="0"> <tr> <td>1 団体営調査設計事業補助金</td> <td>7,500,000円</td> </tr> <tr> <td>2 土地改良施設管理円滑化事業補助金</td> <td>1,668,000円</td> </tr> <tr> <td>3 土地改良換地等強化事業補助金</td> <td>1,514,000円</td> </tr> <tr> <td>4 農業用水水源地域保全対策事業補助金</td> <td>8,000,000円</td> </tr> <tr> <td>5 土地改良施設維持管理適正化事業補助金</td> <td>69,480,000円</td> </tr> <tr> <td>6 基幹水利施設管理技術者育成支援事業補助金</td> <td>462,000円</td> </tr> <tr> <td>7 土地改良事業促進補助金</td> <td>6,130,000円</td> </tr> </table>	1 団体営調査設計事業補助金	7,500,000円	2 土地改良施設管理円滑化事業補助金	1,668,000円	3 土地改良換地等強化事業補助金	1,514,000円	4 農業用水水源地域保全対策事業補助金	8,000,000円	5 土地改良施設維持管理適正化事業補助金	69,480,000円	6 基幹水利施設管理技術者育成支援事業補助金	462,000円	7 土地改良事業促進補助金	6,130,000円
1 団体営調査設計事業補助金	7,500,000円														
2 土地改良施設管理円滑化事業補助金	1,668,000円														
3 土地改良換地等強化事業補助金	1,514,000円														
4 農業用水水源地域保全対策事業補助金	8,000,000円														
5 土地改良施設維持管理適正化事業補助金	69,480,000円														
6 基幹水利施設管理技術者育成支援事業補助金	462,000円														
7 土地改良事業促進補助金	6,130,000円														
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。														

  

監査対象団体	社会福祉法人清幸会								
所管部局	福祉部								
監査実施日	職員調査 平成24年2月3日 委員監査 平成24年2月21日(書面)								
財政的援助等の内容	<table border="0"> <tr> <td>1 軽費老人ホーム行田グリーンホーム 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金</td> <td>62,032,234円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設産休等代替職員費補助金</td> <td>819,720円</td> </tr> <tr> <td>2 ケアハウス緑風苑 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金</td> <td>5,890,420円</td> </tr> <tr> <td>3 介護老人福祉施設緑風苑 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金</td> <td>3,075,640円</td> </tr> </table>	1 軽費老人ホーム行田グリーンホーム 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金	62,032,234円	社会福祉施設産休等代替職員費補助金	819,720円	2 ケアハウス緑風苑 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金	5,890,420円	3 介護老人福祉施設緑風苑 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金	3,075,640円
1 軽費老人ホーム行田グリーンホーム 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金	62,032,234円								
社会福祉施設産休等代替職員費補助金	819,720円								
2 ケアハウス緑風苑 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金	5,890,420円								
3 介護老人福祉施設緑風苑 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金	3,075,640円								
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。								

  

監査対象団体	社会福祉法人熊谷福祉会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成24年2月9日 委員監査 平成24年2月29日(書面)
財政的援助等の内容	1 ケアハウスはなぶさ苑温泉リハビリ館 施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金



財政的援助等の内容	ケアハウス新座ライフ 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 33,975,648円 2 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,721,250円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

# 告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

# 1 監査結果に関する報告

## (1) 監査の対象事務

平成22年度・平成23年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

## (2) 監査の対象機関 23機関

所管部局	監査対象機関
総務部	所沢県税事務所
都市整備部	川越建築安全センター
企業局	庄和浄水場、第二水道整備事務所
教育局	大宮武蔵野高等学校、川越高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、狭山清陵高等学校、草加東高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、新座高等学校、飯能高等学校、富士見高等学校、妻沼高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、川越特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、狭山特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、日高特別支援学校

## 備考

平成24年4月1日付け組織改正等

改正前		改正後	
部局	機関	部局	機関
企業局	第二水道整備事務所	企業局	廃止

## (3) 監査実施日

平成24年1月11日～平成24年2月16日

## (4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

## (5) 監査の結果

### ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	草加東高等学校	平成 22 年度の「汚水処理施設維持管理業務委託契約」(387 千円)について、第 4 四半期分の支払いを失念し、平成 23 年度歳出予算から執行せざるを得なくなったことは、不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	狭山特別支援学校	平成 22 年度の「汚水処理施設維持管理業務委託契約」(213 千円)について、次の点で不適切であった。 1 契約書の首標金額を消費税込みの額で記載すべきところ、誤って消費税抜きの金額で記載した。契約金額内訳表の金額は消費税込みの金額であったため、首標金額と月毎の支払額とに差異が生じていた。 2 この誤りに気付かず、同内訳表に定める消費税込みの金額を毎月支払っていた。平成 23 年 4 月、前月履行分の支払に際し、支払可能額が不足していたことから、3 月 31 日に遡って契約金額の変更契約を締結して支払を行った。

# 告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

## 1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
危機管理 防災部	防災航空 センター	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 22 年 11 月の「航空用携帯型無線機購入」(735 千円)の契約事務について、次の点で不適切であった。 1 無線機の納入のほか、電波法に基づく無線局開設申請手続き(免許状の交付)の代行を含め、平成 23 年 1 月 24 日を履行期限としたが、免許状は 4 月 11 日に交付されており年度を越えていた。 2 免許状交付が 4 月 11 日であったにもかかわらず、履行前の 4 月 7 日付の請求書を受理し、1 月 24 日付けで検査確認を行い支出していた。	契約の進捗状況を適宜確認するなど、契約が適切に履行されるよう進行管理に努めるとともに、再発防止のため、自己検査において「債務の履行確認」を重点検査項目とし検査を実施することとした。 また、検査確認の際には、履行内容に不備や漏れがないよう仕様書等の関係書類に基づく確認を徹底するとともに、支出命令の決裁時においても、再度、履行完了日、検査確認日、請求日が適正かどうかの確認の徹底を図った。
産業労働 部	中央高等 技術専門 校	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 22 年度の「平成 24 年度生募集用入校案内の印刷」(285 千円)について、納品日及び検査確認が平成 23 年 4 月 27 日であったにもかかわらず、平成 22 年度歳出予算から執行したことは、不適切であった。	契約の適切な進行管理を図るため、発注計画の見直しを行い、余裕を持ったスケジュールに改善した。 また、再発防止のため、監査結果を所内職員へ周知し、埼玉県財務規則等の関係諸法令を十分確認するよう徹底した。

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
警察本部	岩槻警察 署	平成 23 年 12 月 16 日 (第 2348 号)	平成 22 年 9 月に廃プラスチック類の産業廃棄物処理(50 千円)を実施したが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された書面による委託契約を締結しなかったことは、不適切であった。	今後、業務の遂行に当たっては、関係法令を順守し、担当者や決裁者が関係法令をよく確認するようにするとともに、職員への周知・徹底を図った。 また、財務事務担当者研修を開催して、事例検討を行うなど、

				財務事務関係法令の知識を高める取組を行った。
警察本部	行田警察署	平成 23 年 12 月 16 日 (第 2348 号)	平成 22 年度の修繕の契約事務について、次の点で不適切であった。 1 平成 22 年 7 月 28 日付けで自動ドア扉交換修繕 (289,800 円)、8 月 6 日付けで自動ドアセンサー交換修繕 (210,000 円) の見積書を各々徴取し、修繕した。2 件の修繕は、施工日、施工場所、施工業者が同一であり、一括発注とすべきであったが、個別に発注した。 2 平成 22 年 9 月に空調冷温水発生器修繕 (136,920 円) を行った。契約金額が 10 万円以上であり、複数の相手から見積書を徴取すべきところ、1 者のみであった。	再発防止のため、複数の職員によるチェック体制を強化するとともに、 1 同時に発注が可能な修繕については、一括で発注することとした。 2 執行予定額により適正な手続を行うため、埼玉県財務規則をよく確認することとした。 また、効率的な予算執行に配慮した財務事務の徹底についての通知を発出し、その徹底を図るとともに、財務事務担当者研修を開催して、事例検討を行うなど、財務事務関係法令の知識を高める取組を行った。
総務部	本庄県税事務所	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 23 年 2 月に本庄地方庁舎の「給水施設揚水ポンプ取替修繕」(514 千円) を実施した。予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかったのは不適切であった。	再発防止に向け、監査結果を所内職員に周知するとともに、事務処理に当たって、埼玉県財務規則等関係規程を確認するよう徹底した。 また、事務手続きの際には、出納総務課作成の審査のチェックポイントを起案に添付することで、決裁ライン職員のチェック体制の強化を図った。
環境部	環境科学国際センター	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 22 年 11 月の「蛍光 X 線分析装置修繕」(578 千円) 及び平成 23 年 8 月の「多項目水質計に係る賃貸借契約」(630 千円) について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。	再発防止に向け、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務を執行するに当たっては、埼玉県財務規則等関係規程を確認するよう、センター内の職員に周知・徹底した。 また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、担当者及び決裁ライン職員が各自確認するなどチェック機能を強化・徹底した。
福祉部	中央児童	平成 24 年 3 月 2 日	平成 23 年度の L P ガスの単価契約 (294 円 / m <sup>3</sup> ) を締結した。	単価契約を締結した支出については、担当者及び決裁者が、

	相談所	(第2368号)	同年10月の職員予備監査で誤りを指摘されるまで、4月から9月までの請求書が前年度単価(262.5円/m <sup>2</sup> )で積算されていたことを看過し、そのまま支出していたことは不適切であった。	個々に契約書と請求書の内容を突合することとした。 また、契約の相手方には、請求書に単価を明記してもらうこととした。 さらに、職場会議等を通じて、財務事務の適正な執行に努めるよう職員に周知徹底を図った。
保健医療部	草加保健所	平成24年3月2日 (第2368号)	平成23年3月に消耗品(108千円)を購入したが、契約金額10万円以上であり、2者以上から見積書を徴取すべきところ、1者のみであったことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、埼玉県財務規則等関係法令の再確認を行い、情報の共有化を図った。 また、契約事務手続きにおいては、担当職員、決裁ラインの職員が自己検査の手引とチェックシートで各自チェックすることを徹底した。さらに出納員が審査のポイントから最終チェックすることとし、点検体制を強化した。
産業労働部	職業能力開発センター	平成24年3月2日 (第2368号)	委託訓練募集案内のパンフレットを平成22年度は年間23種類、平成23年度も9月末までに20種類印刷している。 月毎に複数種類のパンフレットを、それぞれ3者による見積合せで随意契約しているが、各々の見積日、納入期限、納品日は同一若しくは近接しており、また、契約相手方は年間を通じて同一であった。 一括して発注することにより、金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から、一括発注すべきであった。	同時に発注が可能な印刷物については、一括で発注することとし、通年の発注見込み量を基に、単価契約として一般競争入札で実施するよう改めた。 また、契約事務の適正な運用を図るため、所内会議で監査結果を職員に周知するとともに、埼玉県財務規則等の関係諸法令を十分確認の上、手続きを進めるよう徹底した。 さらに、財務事務の執行に当たっては、財務に関するチェックシートを活用し、担当職員が自己チェックを行うとともに、決裁ラインにおけるチェックを徹底するよう改善した。
県土整備部	行田県土整備事務所	平成24年3月2日 (第2368号)	平成23年2月に「道路安全施設工事(トイレ修繕工事)契約」(2,079千円)を締結した。契約書に契約保証金の納付を規定していたが、納付させなかったことは不適切であった。	契約保証金取扱いチェック表を定めて支出負担行為決議書起案の前に、各担当で「契約保証の内容確認」を行うこととした。 また、支出負担行為決議書の決裁に総務担当副所長を新たに加え、適正な財務事務の執行体制を整えた。 なお、所内会議において、職員に対し上記の事務処理の周知徹

				底を行った。
都市整備部	大宮公園事務所	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 23 年度の「ポート池護岸修繕」(総額 5,490 千円)は、1 件の契約額が 100 万円未満となるよう 6 件に分割し契約していたのは不適切であった。 うち 4 件と 2 件は各々見積日、契約日が同一であり、契約相手は全て同一であった。	同時に発注が可能な工事等については、一括で発注することとした。 また、職員全体会議等を通じ、財務規則等の諸規程にのっとり適正な事務処理を行うよう職員に対して周知徹底した。
教育局	小鹿野高等学校	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い込むこととされているが、次のとおり連続して年度を越えるなど、著しく払い込みが遅延していたことは不適切であった。 1 平成 21 年 2 月分、同 8 月分などの預金利子の払い込みが、平成 22 年 2 月 17 日と最大 1 年余り遅延していた。 2 平成 22 年 8 月分などの預金利子の払い込みが、平成 23 年 8 月 31 日と再度 1 年余り遅延していた。	再発防止のため、職場会議を行い、職員に対して適正な事務処理を実施するよう周知徹底した。 また、利息の発生月には、必ず記帳により確認をするとともに、預金利子の払い込み遅延を防止するため、チェックリストを作成し、通帳の保管場所に明示するなど、事務長をはじめ複数の職員が確認できるよう管理体制の強化を図った。
教育局	戸田翔陽高等学校	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い込むこととされているが、平成 18 年 8 月分のほか 5 年分の預金利子を、平成 23 年 8 月 16 日に一括して払い込むなど、著しく払い込みが遅延していたことは不適切であった。	再発防止のため、職場会議を行い、職員に対して適正な事務処理を実施するよう周知徹底した。 また、利息の発生月には、必ず記帳により確認をするとともに、預金利子の払い込み遅延を防止するため、チェックリストを作成し、通帳の保管場所に明示するなど、事務長をはじめ複数の職員が確認できるよう管理体制の強化を図った。
教育局	八潮高等学校	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 23 年 2 月に「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」(80 千円)を締結した。契約書において、産業廃棄物の排出数量 690kg を、500kg と誤記したため、本来、誤記の部分を加除訂正すべきであったが、「5」を「6」に、「0」を「9」に書き	再発防止のため、事務処理の基本を関係職員へ周知徹底した。 また、検査時には事務長をはじめ複数の職員で契約書類を確認するなどチェック体制の強化を行った。

			<p>換えたのは、不適切であった。</p>	
教育局	上尾特別 支援学校	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	<p>平成 22 年度の「発電機排煙ダクトキャンバス取替他修繕」(303 千円)と「電気室デマンド式電流計交換他」(123 千円)の 2 つの修繕は、同日に各々見積合せにより随意契約している。</p> <p>同種の電気工事であり、一括して発注することにより金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p>	<p>校長より、監査後直ちに監査結果を関係職員に周知し、同時に発注が可能な工事等については、一括で発注することとした。再発防止のため、年間の工事発注予定リストを作成し、定期的を確認、見直しを進めながら、担当者及び決裁ライン職員が、決裁回議の際に他の同種工事の確認ができるようにした。</p>
警察本部	上尾警察 署	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	<p>平成 22 年度の業務委託の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 独身寮の排水管(49 千円)と受水槽(63 千円)の清掃業務を発注したが、各々の見積日、契約相手方は同一であった。同種の給排水清掃であり総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。</p> <p>2 「庁舎トイレガラリ清掃点検業務」(92 千円)、「庁舎雑排水管等清掃業務委託」(462 千円)について、数日のうちに一者随意契約又は見積合せにより業者を決定していたが全て契約相手方は同一であった。</p> <p>同種の給排水等清掃業務であり、金額の低減が見込める内容である。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p>	<p>効率的な予算執行が見込める業務委託については、一括で発注することとしたほか、執行予定額により適正な手続を行うため、埼玉県財務規則をよく習得するようにした。</p> <p>また、効率的な予算執行に配意した財務事務の徹底についての通知を発出し、その徹底を図るとともに、財務事務担当者研修を開催して、事例検討を行うなど、財務事務関係法令の知識を高める取組を行った。</p>

## 正 誤

埼玉県告示第八百五十九号（平成二十四年六月二十二日第二千四百号）中訂正

ページ 行

二 前から三十一

誤

千七百七十九番一の一部、字中千七百八十番三の一部、千七百八十一番三の一部、

正

千七百七十九番一の一部、千七百八十番三の一部、字中千七百八十一番三の一部、